

学校いじめ防止基本方針

大阪府立三島高等学校
平成 30 年 8 月 1 日改訂

大阪府立三島高等学校は（以下、本校とする）は、「大阪府いじめ防止基本方針」の改訂に基づき、いじめ防止のために実施すべき施策を以下に定める。

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「知・徳・体のバランスのとれた人間性を育み、豊かな人間力をつける」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図ります。

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、保健主事、
各学年主任、担任、当該学年教育相談担当
教育相談委員長、人権教育推進委員長、養護教諭、スクールカウンセラー

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

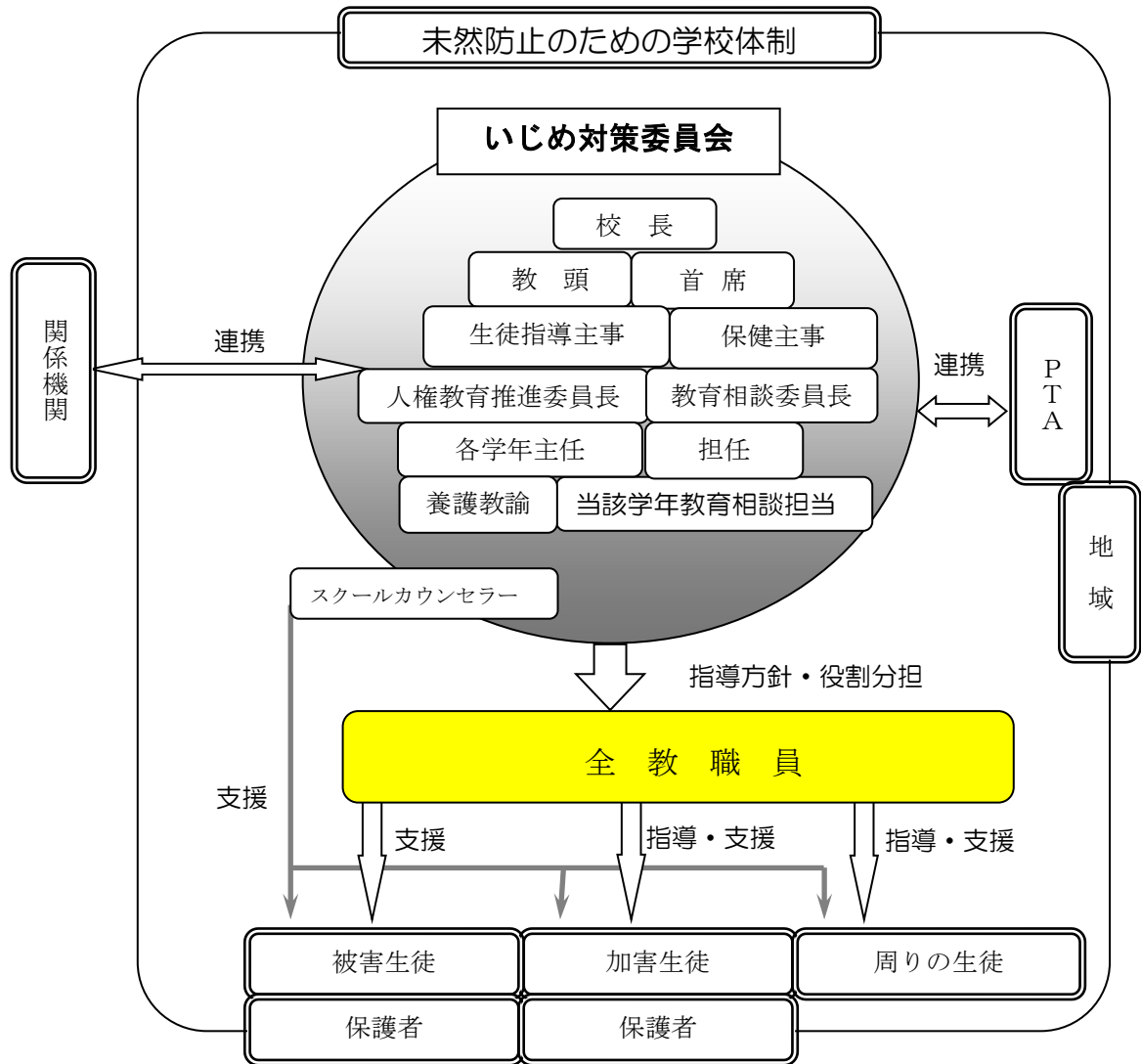
4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

	1年	2年	3年	学校全体での取り組み
【入学前】	・合格者召集で相談窓口を設定	・高校生活支援カードによる	・高校生活支援カードによる	
4月	・入学式で相談窓口を設定 ・学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 ・高校生活支援カードによって把握された状況を集約し情報共有とそのケアを図る ・中高連絡会での情報収集 ・HR活動「自分を見つめる」等で人権感覚育成	・担任間の情報伝達 ・学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 ・HR活動で人権感覚育成	・担任間の情報伝達 ・学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 ・HR活動で人権感覚育成	第1回いじめ対策委員会 <年間計画の確認> ・保健部で高校生活支援カードおよび中高連絡会等での情報を集約し検討する ・いじめ防止のための基本方針策定 HP更新
5月	・宿泊研修 ・教科担当者会議でエピソード収集しケアを図る ・公開授業 ・定期テスト単位で欠席、遅刻数によるピックアップを行いケアする（以下ピックアップ	・遠足 ・教科担当者会議でエピソード収集しケアを図る ・公開授業 ・欠席、遅刻によるピックアップケア	・遠足 ・教科担当者会議でエピソード収集しケアを図る ・公開授業 ・欠席、遅刻によるピックアップケア	・保健部での集約と検討 ・保健部での集約と検討
6月	・体育祭 ・保護者懇談で家庭状況把握 ・安心、安全のアンケート実施 ・いじめアンケート実施	・体育祭 ・保護者懇談で家庭状況把握 ・安心、安全のアンケート実施 ・いじめアンケート実施	・体育祭 ・保護者懇談で家庭状況把握 ・安心、安全のアンケート実施 ・いじめアンケート実施	・支援学校交流実行委員会 ・保健部での集約と検討 ・PTA総会および保護者懇談でいじめ防止の方針説明
7月	・欠席、遅刻によるピックアップケア ・清掃ボランティア	・欠席、遅刻によるピックアップケア ・清掃ボランティア	・欠席、遅刻によるピックアップケア	・安心、安全のアンケート作成、集計 ・首席での集約と検討
9月	・文化祭（含む支援学校交流） ・夏休み明けの生徒の変化を見逃さない学年チェック	・文化祭（含む支援学校交流） ・夏休み明けの生徒の変化を見逃さない学年チェック	・文化祭（含む支援学校交流） ・夏休み明けの生徒の変化を見逃さない学年チェック	・教育相談委員会での集約と検討
10月	・人権講演会等による人権感覚の育成 ・欠席、遅刻によるピックアップケア	・人権講演会等による人権感覚の育成 ・欠席、遅刻によるピックアップケア	・人権講演会等による人権感覚の育成 ・欠席、遅刻によるピックアップケア	第2回いじめ対策委員会 <進捗状況の確認> ・保健部での集約と検討
11月	・保護者懇談で家庭状況把握 ・郡家小交流 ・高槻支援学校交流	・保護者懇談で家庭状況把握 ・郡家小交流 ・高槻支援学校交流	・保護者懇談で家庭状況把握	・保健部での集約と検討
12月	・安心、安全のアンケート実施 ・欠席、遅刻によるPUケア	・安心、安全のアンケート実施 ・欠席、遅刻によるPUケア	・安心、安全のアンケート実施 ・欠席、遅刻によるPUケア	・安心、安全のアンケート作成、集計 ・首席での集約と検討
1月	・芸術祭	・芸術祭		第3回いじめ対策委員会
2月				<年間の取り組みの検証>
3月				

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を、年 3 回開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。



第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、学校行事、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に

つけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 いじめの防止のための措置

- (1) 教職員は、いじめは本校でも起こりうるという危機感を持ち、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、いじめを生まない土壌をつくるための基本となる、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- (2) いじめの背景にあるストレスの中でも、その大きな要因となる対人関係を良好に構築する社会性を育むために、居場所づくりや絆づくりのための行事や取り組みを計画し、すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作りだせるようにする。
- (3) 学校生活の中心となる授業を、生徒の理解度が高く、すべての生徒が参加・活躍できる授業にするために、研究授業や公開授業を通じた改善を図る。
- (4) 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動、障がい（発達障がいを含む）を持つ生徒についての理解を深めるなどの研修に努める。
- (5) 地域清掃のボランティア活動や地域行事への積極的な参加、地元小学校や支援学校との交流を通して自己有用感や自己肯定感を育む。
- (6) 人権に関わる講演会などを通して多様な人権感覚を磨く。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 担任に関わらず教職員は、気になる変化や、気になる行為については、学年を經由後、首席で集約できるようにする。（個人情報管理には要注意）必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える。（※事案発生時は生徒指導部と協働）
- (2) 全体的な実態把握の方法として、年2回の定期的なアンケートを実施する。

- (3) 保健部を中心とし、高校生活支援カードの集約、学年会議等での情報発信・情報収集、積極的な情報収集やスクールカウンセラーとの連携など早期の発見、対応ができる体制を強化する。
- (4) 教育相談室や保健室を学校の相談窓口とし、保護者・生徒に周知を図る
- (5) 保護者と連携して生徒を見守るために、家庭での変化など、懇談等を通して積極的に保護者から相談を受け入れる体制をつくる。
- (6) 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、PTA や地域の関係団体等と学校が連携を強め、学校協議会を活用するなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。
- (7) 学外との関係機関である、警察や児童相談所、医療機関との連携を図ると共に、教育庁や法務局など、学校以外の相談窓口についても生徒・保護者へ適切に周知を図る。
- (8) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、教職員での共通認識を図る。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、「いじめ対策委員会」と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育庁に報告し相談するとともに、被害・加害の保護者へ家庭訪問等による直接的な方法で連絡する。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、また生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、生徒を徹底して守り通すという観点から、直ちに所轄警察署と相談し、対応方針を検討する

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒に対しては自尊感情を高めるよう留意するとともに、生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分留意する。
- (2) いじめられた生徒・保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また、いじめた生徒を別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するとともに、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。
- (3) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援をおこない、その再発を防止する。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) いじめがあったことが確認された場合、速やかにいじめを止めさせ、いじめ対策委員会を中心としその再発防止の措置をとる。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者に理解・協力をもとめるとともに、連携を取りながら継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の自尊感情を高めるよう、安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意した対応をする。
- (4) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画、また教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づく懲戒や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていた生徒には、自分の問題として捉えさせ、止める勇気、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また同調していた生徒には、それがいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (2) 加害生徒、被害生徒だけの関係ではなく、他の生徒も含めた集団の関係修復を経て、

すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う好ましい人間関係が構築できるような集団づくりを進める。

- (3) 指導にあたり、学校は、いじめ対策委員会を中心とした複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- (4) 学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、生徒対応の在り方を見直し、人権尊重の観点に立った、授業・行事・クラス活動・部活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、ただちに所轄警察署に通報し、適切な助言を求める。
- (4) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行います。

安全で安心な学校生活を過ごすために

大阪府立三島高等学校

4月から新学期が始まり、約3カ月が過ぎました。新しいクラス、新しい仲間、はじめて教わる先生等、新しい環境にも慣れたころだと思います。一方で、これまで仲の良かった友達や気軽に話すことができた先生と離れるなど人間関係が変化することで、不安を感じる時期でもあります。

困ったことや、悩み事にぶつかった時に、人に相談したり、共有することは、不安や辛さ、痛みを和らげることに繋がります。一人で抱え込むことなく、信頼できる人に相談することが大切です。

相談したいことがある生徒は、具体的な内容を記入し、封筒に入れ6月28日(木曜日)に担任の先生に提出してください。(数学準備室内の提出箱に直接入れる場合は28日以前でもかまいません)

なお相談したいことがない場合アンケートを書く必要はありませんが、封筒は11月に予定している第2回のアンケートに使用しますので、必ず封筒を返却してください。

教育相談の案内

- 校内の相談窓口は、**北館3階の相談室**です。
それ以外でも、保健室や担任、すべての先生が窓口となります。
- すこやか教育相談24
0120-0-78310
24時間対応 *IP電話からはつながりません。
- 大阪府教育センター
すこやかホットライン Eメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
06-6607-7361
午前9時30分～午後5時30分
月～金曜日（祝日・休日は除く）
- 子ども家庭相談室
06-4394-8754
午前10時～午後8時
月・火・木曜日（祝日・休日は除く）



----- 切り取り線 -----

○いじめ、セクハラ、体罰等について、相談したいことがあれば書いてください。
*記入した内容について、学校は責任を持って対応し、あなたの不利にならないようにしますから、ありのままに記入してください。

年 組 なまえ